

一政会会則

第1条 (名称)

この会は、一政会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (事務所)

1. 本会の主たる事務所を 千葉県千葉市内に置く。
2. 前項の事務所その他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

第3条 (目的)

本会は、千葉市政を応援すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県政及び市政の調査研究
- (2) 講演会、講習会等の開催
- (3) 機関紙その他の広報物の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 (会員及び会費)

1. 本会は、第3条の目的に賛同する成人者をもって特別会員及び一般会員とする。
2. 一般会員には既存会員の紹介により入会することができる。
3. 特別会員には既存特別会員2名以上の推薦を経て臨時総会において審議し、役員の過半数の承認をもって入会することができる。
4. 特別会員は、年額100、000円を会費として本会に納入しなければならない。
5. 一般会員は、年額12、000円を会費として本会に納入しなければならない。
6. 会費の納入をもって入会が承認されたものとする。
7. 会費は、いずれも返還しないものとする。
8. 会費を1年以上納入しなかった場合は、脱会したものとみなす。
9. 本会は、入会申込者が本会の目的に反すると認めた場合、又は会員として不相当と判断した場合には、入会を承認しないことができるものとする。

第6条 (会員の権利)

1. 特別会員は、本会の総会に出席し、議決権を有する。
2. 一般会員は、議決権を有しないが、本会の活動報告を受け、事業へ参加することができる。

第7条 (会員の遵守事項)

会員は、本会の目的を理解し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の会員を誹謗・中傷しないこと。

- (2) 本会の名誉を損なう行為をしないこと。
- (3) 政治的・宗教的活動、営利目的の勧誘等を本会の場で行わないこと。
- (4) 本会の円滑な運営に協力すること。

第8条 (退会及び除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決をもって除名することができる。
 - (1) 第7条各項に定める遵守事項に反する行為をしたとき。
 - (2) 本会の秩序を乱し、又は会員としての品位を著しく欠く行為をしたとき。
 - (3) その他、役員会が会員として不適当と認めたとき。
2. 会員が退会を希望する場合は、書面又は電子メールによりその旨を届け出るものとする。
3. 除名を行う場合には、当該会員に対し事前に弁明の機会を与えるものとする。
4. 除名となった者は、その日をもって会員資格を喪失し、納入した会費は一切返還しないものとする。
5. 除名された者の再入会は、役員会の承認がない限り認めない。

第9条 (役員の数)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 幹 事 長 | 1 名 |
| (4) 副 幹 事 長 | 1 名 |
| (5) 幹 事 | 若干名 |
| (6) 総 務 | 2 名 |
| (7) 会 計 | 2 名 |
| (8) 監 査 | 2 名 |

なお、本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。

第10条 (役員の仕事)

1. 会長は、本会を総理し、総会及び役員会を招集し、その会議の議長となる。
2. 副会長は、会長の職務の執行を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、会員の連絡および活動調整にあたる。
4. 総務は、会長の命を受けて本会の庶務事項にあたる。
5. 会計は、会長の命を受けて本会の出納事務にあたる。
6. 監査は、本会の会計について年1回以上監査し、結果を総会に報告する。
7. 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営及び事業に関し助言を行う。

第11条 (役員を選任方法)

1. 会長、副会長及び監査は、第13条に規定する総会において選任する。
2. 幹事、総務及び会計は、会長が指名し、役員会の承認を得て選任する。

第12条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 (総会)

1. 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項について審議し決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 決算に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) その他、役員会において必要と認めた事項。
2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条 (役員会)

1. 役員会は必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。
2. 役員会は役員過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
3. 役員会の議事は出席役員過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第15条 (解散)

本会を解散する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。解散時に残余財産がある場合は、総会の議決により公益的な団体等に寄付するものとする。

第16条 (個人情報保護)

本会は、会員の個人情報を本会の運営及び連絡目的以外には使用せず、会員の同意なく第三者に提供しないものとする。

第17条 (経費)

本会の運営に要する経費については、第5条に定める会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第19条 (委任規定)

この会則に定めない事項または解釈に疑義が生じた場合は、役員会において協議し、会長がその都度定める。

附 則

1. この会則は、令和4年8月5日から施行する。
2. この会則は、令和8年1月9日から改定・施行する。
3. 会計責任者及びその職務を代理すべき者は、第9条第7号の会計の職にある者から会長がそれぞれ指名する。